

公立大学法人青森公立大学理事長及び副理事長の退職手当に関する規程

平成21年4月1日

規程第34号

改正 平成22年 3月規程第 14号
平成25年 3月規程第 38号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学の理事長及び副理事長の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程の規定による退職手当は、理事長又は副理事長が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の額)

第3条 理事長及び副理事長に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、100分の12.5を乗じて得た額とする。

(在職月数の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職月数は、理事長又は副理事長として一任期内において在職した期間（以下「在職期間」という。）について、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、在職期間が1月に満たないときは、1月とする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、理事長又は副理事長が退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び理事長又は副理事長となったときは、引き続き理事長又は副理事長に在職したものとみなす。

(在職期間の通算)

第6条 職員（公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程（平成21年規程第81号。以下「職員退職手当規程」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）が引き続いて理事長又は副理事長となった場合におけるその者の在職期間は、職員の期間も在職期間として含むものとする。

(職員の期間を有する理事長及び副理事長の取り扱い)

第7条 前条に該当する理事長及び副理事長の退職手当は、第1号に定める額と第2号に定める額を合算した額とする。

(1) 理事長又は副理事長の期間を基礎として、第3条の規定により計算した退職手当の額

(2) 前条の規定により理事長又は副理事長として在職期間とみなされる、前号の期間を除いた期間及び当該期間の最後に受けることとなった給料月額を基礎とし、職員退職手当規程第3条の規定により計算した退職手当の額

2 理事長及び副理事長が引き続いて職員となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

(準用)

第8条 遺族の範囲等及び退職手当の支給制限等の取扱いについては、職員退職手当規程第2条の2、第21条、第22条、第23条第1項、第2項(第2号を除く。)、第4項、第6項及び第7項、第24条第1項(第2号を除く。)、第5項及び第6項、第25条第1項(第2号を除く。))及び第3項から第5項まで、第25条の3第4項及び第5項から第7項まで並びに第25条の4(第5項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同規程第22条第1項中「懲戒解雇等処分を受けて退職をした者」とあるのは「地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号の規定により解任された者」と、同規程第23条第4項第2号中「場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合」とあるのは「場合」と、同項第3号中「、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分」とあるのは「当該支払差止処分」と、同規程第24条第1項中「事情及び同項に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡」とあるのは「事情」と読み替えるものとする。

(退職手当の支払方法)

第9条 この規程の規定による退職手当の支払方法については、職員退職手当規程の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 理事長又は副理事長となる前に青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例(昭和46年組合条例第1号)の適用を受けていた者で同条例に基づく退職手当の支給を受けることなく引き続き理事長又は副理事長に就任したものの在職期間には、その者の同条例の適用を受けていた期間を通算する。

附 則(平成22年規程第14号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程及び公立大学法人青森公立大学理事長及び副理事長の退職手当に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。